

## 別表第25の2 非常電源（燃料電池設備）の点検の基準

### 1 機器点検

次の事項について確認すること。

#### (1) 設置状況

##### ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

##### イ 区画等

不燃専用室の区画、防火戸等又はキュービクル式燃料電池設備の外箱、扉、換気口等に変形、損傷等がないこと。

##### ウ 水の浸透

水が浸透してないこと。

##### エ 換気

適正に行なえること。

##### オ 照明

燃料電池設備の使用上及び点検上に支障がないこと。

##### カ 標識

適正に設けられていること。

#### (2) 表示

適正であること。

#### (3) 燃料電池

##### ア 冷却装置

###### (ア) ラジエータ、配管等

変形、損傷、漏れ、冷却水の著しい汚れ又は腐敗等がないこと。

###### (イ) 冷却ファン

機能が正常であること。

##### イ その他の付属機器類

変形、損傷、脱落、漏れ、腐食等がないこと。

#### (4) 制御装置

##### ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

##### イ 電気盤

変形、損傷、端子の緩み、著しい腐食等がないこと。

##### ウ 電源表示灯

正常に点灯していること。

エ 表示灯

正常に点灯すること。

オ 開閉器及び遮断器

変形、損傷、端子の緩み等がなく、開閉機能及び開閉位置が正常であり、かつ、容量は負荷に対して適正であること。

カ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

キ 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

(5) 改質器

損傷、異音、異臭等がなく、機能が正常であること。

(6) 計器類

変形、損傷等がなく、正常に作動するとともに指示値が適正であること。

(7) 燃料容器等

ア 外形

変形、損傷、漏れ等がないこと。

イ 燃料貯蔵量

規定の量が確保されていること。

(8) 排気筒

ア 周囲の状況

周囲に可燃物がおかれていないこと。

イ 外形

変形、損傷、支持金具の緩み等がないこと。

ウ 貫通部

遮熱保護部の断熱材等に変形、損傷、脱落等がないこと。

(9) 配管

変形、損傷、漏れ等がないこと。

(10) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(11) 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

(12) 運転性能

異臭、不規則音、異常な振動等がなく、運転が正常であること。

(13) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

(14) 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

2 総合点検

次の事項について確認すること。

(1) 接地抵抗

接地抵抗値が適正であること。

(2) 絶縁抵抗

絶縁抵抗値が適正であること。

(3) 保護装置

作動値が設定値どおりであること。

(4) 停止性能

手動停止装置により確実に停止し、停止動作等に異常がないこと。

(5) 切替性能

常用電源が停電してから規定の時間内に自家発電設備に係る負荷回路の専用運転に切り替わること。